前条第十項	同条第一項第二号ロに規定する特定振替機関等及び	法第五条の三第一項第二号に規定する特定振替機関等及び
	「同条第一項第二号ロ	「法第五条の三第一項第二号
	同号ロ」と、	同号」と、
	、特定振替機関	、同条第四項第二号に規定する特定振替機関（以下この項及び第三十七項において「特定振替機関」という。）
	同条第五項第七号	同条第四項第八号
	同条第五項第八号	同条第四項第九号
	同条第一項第二号ロに規定する特定振替機関等」と「同号ロ」とあるのは「同条第一項第二号ロ」	同条第一項第二号に規定する特定振替機関等」
前条第二十三項	特定振替社債等	振替国債等
	第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項（	第五条の二第十一項（
	法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十一項	同条第十一項
前条第二十八項	同条第五項第七号	法第五条の三第四項第八号
	同項第八号	同項第九号
前条第四十一項	特定振替社債等	振替地方債
	第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十六項	第五条の二第十六項
前条第四十七項第一号	第五条の二第一項	第五条の三第一項

15　法第五条の三第一項第一号に規定する書類（以下この項において「非課税適用申告書」という。）を提出した者（前項において準用する前条第三項の規定により非課税適用申告書を提出したものとみなされる者を含む。）は、その有する特定振替社債等につきその発行をする者の特殊関係者に該当することとなった場合には、当該特定振替社債等につきその該当することとなった日以後最初の利子の計算期間の初日の前日（その該当することとなった日が当該計算期間の初日である場合には、同日）までに、当該発行をする者の特殊関係者に該当することとなった旨その他の財務省令で定める事項を記載した書類を、当該非課税適用申告書を提出した法第五条の三第一項に規定する特定振替機関等（次項において「特定振替機関等」という。）又は同条第四項第五号に規定する適格外国仲介業者（次項において「適格外国仲介業者」という。）に提出しなければならない。

16　前項の規定により同項の書類の提出を受けた特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、当該書類を提出した者の各人別に、当該書類を提出した者が同項の特定振替社債等の発行をする者の特殊関係者に該当することとなった日その他の財務省令で定める事項を法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十四項に規定する帳簿に記載し、又は記録し、財務省令で定めるところにより、当該書類を保存しなければならない。

17　特定振替社債等の発行をした者で法第五条の三第一項又は第三項後段の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子につき所得税法第二百十二条の規定による所得税の徴収をしなかつたものは、その者の当該利子の計算期間の初日を含む事業年度開始の時における当該発行をした者の特殊関係者である非居住者又は外国法人に係る法第五条の三第六項に規定する書類を、当該利子の支払の日以後二月以内に、当該発行をした者の当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地）の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既にこの項又は次条第三十四項の規定により当該事業年度開始の時に係る当該書類又は同項に規定する書類を提出している場合は、この限りでない。

第四条の二第一項を次のように改める。

法第八条の四第一項第一号に規定する政令で定める日は、所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由があつた日の前日（次の各号に掲げる事由があつた場合には、当該各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日）とする。

一　所得税法第二十五条第一項第三号に掲げる資本の払戻し　当該資本の払戻しによる配当等の支払に係る基準日

二　所得税法第二十五条第一項第四号に掲げる法人の自己の株式の取得（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式その他これに類するものとして財務省令で定める株式を発行した株式会社の同法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けによるものに限る。）　当該公開買付けに係る同法第二十七条の五に規定する公開買付期間の末日

三　所得税法第二十五条第一項第五号に掲げる社員その他の出資者の退社又は脱退による持分の払戻し　当該退社又は脱退の日の前日

第四条の五第一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「同項に規定する国外株式の配当等（以下この条において「国外株式の配当等」という。）の支払を受ける者の当該国外株式の配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として又は業務に関連して国内においてするものに限る。）をする」に改め、同項各号を削る。

第四条の六第一項を次のように改める。

法第九条の三第一号に規定する政令で定める日は、所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由があつた日の前日（第四条の二第一項各号に掲げる事由があつた場合には、同項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日）とする。

第四条の六の二第十二項中「この条」を「この項」に、「必要な」を「参考となるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

13　法第九条の三の二第一項の規定の適用を受ける上場株式等の配当等（所得税法第二十五条第一項の規定により同項各号に掲げる事由により交付がされる金銭その他の資産が同法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この条において「剰余金の配当等」という。）とみなされるものに限る。以下この条において同じ。）の支払をする法人は、当該上場株式等の配当等の支払をする際、当該上場株式等の配当等に係る支払の取扱者に対し、次に掲げる事項その他当該上場株式等の配当等に係る所得税の徴収に関し参考となるべき事項を通知しなければならない。

一　当該金銭その他の資産の交付の基因となつた所得税法第二十五条第一項各号に掲げる事由及びその事由の生じた日

二　前号の事由に係るみなし配当額（所得税法第二十五条第一項の規定により剰余金の配当等とみなされる金額をいう。）に相当する金額の一株又は一口当たりの金額